仙台市海外販路開拓チャレンジ支援助成金交付要綱

(令和6年3月27日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者が実施する自社製品・技術等の海外への販路開拓を図るために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(以下「規則」という。)(昭和55年仙台市規則第30号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市内企業の海外販路開拓を促進し本市経済の国際化・活性化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項各号のいずれ かに該当する者であって、仙台市内に主たる事業所又は事務所を置くものをいう
 - (2) 公的機関等 次に掲げるものをいう
 - ア 仙台市
 - イ 宮城県
 - ウ 国の行政機関
 - 工 独立行政法人
 - 才 公益財団法人
 - カ 市長が特別に認めたもの
 - (3) FS調査 海外の政治、法制、規制、経済、市場、競合の存在等について調査を行 うことをいう
 - (4) 国際見本市 海外で開催される見本市、展示会、商談会、販売会等で商品見本、カタログ、パネル等の展示や販売を伴うものをいう
 - (5) ローカライズ 商材を多言語対応させるため翻訳を行うこと、海外の文化、法律及び 風習等にあわせて修正することをいう
 - (6) 初めての海外販路開拓海外事業 申請者が初めて第3条第1項各号に定める事業に 取り組むことをいう
 - (7) 重点産業 健康福祉産業、工芸品産業及び食品産業をいう
 - (8) 重点地域 タイ及び台湾をいう

(助成の対象事業等)

第3条 この要綱において助成金の交付の対象となる事業は、海外販路開拓を通して本市 経済の活性化に資する以下の事業で、原則第10条に規定する助成金の交付決定を行った 年度に属する3月1日までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものとする。ただ し、仙台市輸出入チャレンジ支援助成金交付要綱(平成29年4月1日経済局長決裁)及 び本要綱による助成金の回数を合算して通算5回を超えて助成金を受けることはできな い。

- (1) 海外販路開拓事前準備及びFS調査に係る事業
- (2) 海外への電子商取引等に係る事業
- (3) 国際見本市出展に係る事業(海外向けオンライン出展含む)
- (4) 輸出に係る事業
- 2 次の各号に掲げるものは、助成事業としない。
 - (1) 成人向けアダルト商品、コンテンツ、製品・サービス、及びこれに準じるもの
 - (2) 特定の政治や宗教の宣伝や、それらの立場を誹謗中傷する意図を有するコンテンツ、 製品・サービス及びこれに準じるもの
 - (3) 法令に違反する又はその恐れのある商品、作品
 - (4) 公序良俗に反する表現・内容を含むもの、及びこれに準じるもの
 - (5) その他、市長が不適当と判断するもの

(助成対象者)

- 第4条 この助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をみたすものとする。
 - (1) 中小企業者で前条に掲げる事業を行う者
 - (2) 同一年度内に本要綱による助成を受けていない者
 - (3) 申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと
 - (4) 申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - (5) みなし大企業(同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を占めている企業又は大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業)でないこと
 - (6) 暴力団等と関係を有していない者
 - (7) 公的機関等から同一の経費区分に関する助成を受けていない者

(助成対象経費)

- 第5条 助成対象となる経費は、別表1に掲げるものとする。
- 2 助成の対象経費は、組み合わせて申請できるものとする。
- 3 助成の対象経費は、 国内取引に係る消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、代引 手数料、収入印紙代、通信費等の間接経費を除くものとする。

(助成率及び助成上限額等)

- 第6条 助成率及び助成上限額は、別表2のとおりとする。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、助成金交付申請書(様式第1号)に別表3に掲げる書類を添えて、原則

として事業開始日の1ヵ月前までに市長に提出しなければならない。

(市税の滞納がないことの確認等)

第8条 第4条第3号及び第4号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税 の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納が ないことの証明書(交付申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合 はこの限りではない。

(市税の取扱い)

- 第9条 第4条第3号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。
- 2 第4条第4号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条 各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、 固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(交付の決定等)

第10条 市長は、第7条に定める申請書を受理したときは、第4条に掲げる助成対象者の 要件及び事業の内容を審査し、申請者に対し助成金交付決定通知書(様式第2号)又は助 成金不交付決定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。この場合において、 市長は必要があると認めるときは条件を付すことができる。

(事業変更・中止の届出)

- 第 11 条 申請者は事業内容を変更するときは交付決定対象事業変更申請書(様式第 4 号) により市長に申請し、承認を得なければならない。
- 2 申請者は、事業を中止しようとするとき、あらかじめ交付決定対象事業中止届(様式 5号)を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から 7日を経過した日までに助成金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第13条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定取消通知書(様式第7号)により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - 二 事業を遂行する見込みがなくなったとき
 - 三 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づき市 長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業終了後1ヶ月以内に、助成事業の成果 を記載した助成金実績報告書(様式第8号)に別表3に掲げる添付書類を添えて提出する ものとする。

(助成金の額の確定等)

- 第15条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、すみやかにその内容を審査し、 適正であると認められるときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第9号) により、交付対象事業者に通知するものとする。
- 2 助成確定額は、第5条に定める助成対象経費に係る実支出額に別表2に定める助成率 を掛けた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。) と交付決定額のうち、いずれか少ない方の額とする。

(助成金の交付)

- 第16条 前条の規定による通知を受けた者は、確定通知書を受領した日から起算して10日 を経過した日までに請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理した後、助成金を支払うものとする。

(助成金の返環)

第17条 市長は、第13条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、助成 事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて その返還を指示するものとする。

(帳簿等の整理)

第18条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第 19 条 市長は必要があると認めるときは、助成事業に関し、助成事業者から報告を求め、 又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、イノベーション推進部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表1 (第5条関係)

助成対象経費は、次のとおりとし、国内取引に係る消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、代引手数料、収入印紙代、通信費等の間接経費を除くものとする。

海外販路開拓事前準備および FS 調査に係る事業

経費区分	経費の内容
販促資料等の翻訳費 (※注1)	翻訳費、ネイティブチェック費、編集費などに要する経費
自社Web サイト等の宣伝用 コンテンツ編集費 (※注 1)	Web サイト制作費、デザイン費、翻訳費、編集費などに要する経費
商材のローカライズ費 (※注 1)	翻訳費、海外の文化や法律・規制上不適切な表現の編集費、海外利用および国内利用に適したフォーマットへの編集・変換費
調査委託費(※注2)	調査等の委託に要する経費、海外現地コーディネーター手配に要す る経費、通訳費等
旅費 (※注3)	航空費 2名分まで。空港利用税等関係経費往復分。国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする 宿泊費 2名分まで。現地調査開始前日~調査終了日翌日まで。限度は7泊。一泊当たりの料金は実費もしくは別表1-5に定める基準額のいずれか低い方が対象となる。 その他 上記以外の費用、現地移動費(最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く)、飲食費、交際費等は対象外とする
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

※注1 販促資料等の翻訳費、自社 Web サイト等の宣伝用コンテンツ編集費、商材のローカライズ費については、経済性の観点から原則2社以上から相見積もりを取り、最低価格を提示したものを選定すること。ただし契約の性質上相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

※注2 調査委託費については、公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。

※注3 旅費については、公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。また交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降に FS 調査が行われる場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

別表1-2 (第5条関係)

海外への電子商取引等に係る事業

経費区分	内容
立ち上げ・運営費用	海外向け販売サイトへの出展費用、自社販売サイト制作に係る契約
(※注4)	費、宣伝広告・マーケティング費、海外向け販売サイト等の年間
	利用費
コンテンツ編集費	海外向け販売サイト、自社販売サイト作成等の外部委託に係る経費
(※注4)	翻訳費、ネイティブチェック費、編集費、その他プロモーションに
	係る経費
専門家相談費	電子商取引等に関して専門家へ相談する際の経費
(※注4)	
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

※注4 立ち上げ・運営費用、コンテンツ編集費、専門家相談費については、経済性の観点から原則2社以上から相見積もりを取り、最低価格を提示したものを選定すること。ただし契約の性質上相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

別表1-3 ((第5条関係)

国際見本市出展に係る事業 (海外向けオンライン出展含む)

経費区分	経費の内容		
旅費(注5)	航空費 2名分まで。空港利用税等関係経費往復分。国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする。 宿泊費 2名分まで。展示会前日~展示会終了日翌日まで。限度は7泊。一泊当たりの料金は実費もしくは別表1-5に定める基準額のいずれか低い方が対象となる。 その他 上記以外の費用、現地移動費(最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く)飲食費、交際費等は対象外とする		
会場費(注5)	会場借料及び小間料 国際見本市へ出展するために必要なスペース の確保に要する経費 (オンラインによる出展料も含む) 展示工事費、助成対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費 用、電気工事費等		
	備品使用料、展示ブース内で使用する機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費 その他 登録料など出展に際して係る経費		
現地通訳費	出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費		
輸送費	展示会等に出展する出展製品(オンライン出展のためのサンプル輸送費含む)、パンフレット等の輸送に要する経費輸出入諸費用、保険料等		
広報・宣伝活動費	展示ブースで配る自社(製品)パンフレット、展示パネル、資料作成・翻訳などに係る経費、オンライン出展のための広報資料等(製品 PR 動画作成等含む)(※注6)		
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費		

※注5 旅費及び会場費については、交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降に国際見本市が開催される場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注6 当該展示会出展のために、新規に作成したものに限る。

別表1-4 (第5条関係)

輸出に係る事業

経費区分	経費の内容
通関費	税関検査、その他通関等に係る経費
輸送に係る経費	商品の輸送料、船積書類、船荷証券等の書類取得に係る経費
輸出検査および証明書発行	検疫、放射性物質等の検査および証明書発行に係る経費
に係る経費	
保険料費	貿易保険、生産物賠償責任保険等に係る経費
認証取得調査費	認証取得にあたっての国内、国外貿易コンサル等に支払う経費
法務・権利調査費	権利調査、契約書作成、書類翻訳などに係る経費
外部専門家に係る経費	海外販売拡大を目的にコーディネーターや、通訳等に支払う経費
送金に係る経費	送金手数料、為替、信用状作成等に係る経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

別表 1-5

	国・地域	上限額
	国 · 地域	
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、	19,300 円
15 VC He de	アビジャン	15,000 1
甲地方	北米地域、欧州地域、中近東地域(指定都市・乙地方に属するものを除く)	16,100 円
乙地方	大洋州地域 欧州地域の一部〔アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア〕アジア地域の一部〔インドシナ半島(タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港並びにそれらの周辺の島しょ〕	12,900 円
丙地方	アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域(乙地方に属するものを除く)	11,600 円

別表2 (第6条関係)

過去5ヶ年度以内に、別表2-2に記載する仙台市または公的機関等の支援事業に採択されたもの

	助成率	重点産業に 該当する場合	重点産業に 該当しない場合
初めての海外販路開拓事業の場合		上限 100 万円	
重点地域に該当する場合	2/3	上限 100 万円	上限 75 万円
重点地域に該当しない場合		上限 75 万円	上限 50 万円

- ・初めての海外販路開拓事業の場合は、対象経費の3分の2以内の額で、助成対象者1者につき100万円を助成上限額とする。
- ・重点産業かつ重点地域に該当する場合は、対象経費の3分の2以内の額で、助成対象者1 者につき100万円を助成上限額とする。
- ・重点産業のみ、又は重点地域のみ該当する場合は、対象経費の3分の2以内の額で、助成対象者1者につき75万円を助成上限額とする。
- ・初めての海外事業、重点産業、重点地域のいずれにも該当しない場合は、対象経費の3分の2以内の額で、助成対象者1者につき50万円を助成上限額とする。

過去5ヶ年度以内に、別表2-3に記載する仙台市または公的機関等の支援事業を活用した もの

	助成率	重点産業に 該当する場合	重点産業に 該当しない場合
初めての海外販路開拓事業の場合		上限	50 万円
重点地域に該当する場合	1/2	上限 50 万円	上限 35 万円
重点地域に該当しない場合		上限 35 万円	上限 25 万円

- ・初めての海外販路開拓事業の場合は、対象経費の2分の1以内の額で、助成対象者1者につき50万円を助成上限額とする。
- ・重点産業かつ重点地域に該当する場合は、対象経費の2分の1以内の額で、助成対象者1 者につき50万円を助成上限額とする。
- ・重点産業のみ、又は重点地域のみ該当する場合は、対象経費の2分の1以内の額で、助成対象者1者につき35万円を助成上限額とする。
- ・初めての海外事業、重点産業、重点地域のいずれにも該当しない場合は、対象経費の2分の1以内の額で、助成対象者1者につき25万円を助成上限額とする。

上記以外

	助成	重点産業に	重点産業に
	割合	該当する場合	該当しない場合
重点地域に該当する場合	1 / 9	上限 20 万円	上限 15 万円
重点地域に該当しない場合	1/2	上限 15 万円	上限 10 万円

- ・重点産業かつ重点地域に該当する場合は、対象経費の2分の1以内の額で、20万円を助成上限額とする。
- ・重点産業のみ、又は重点地域のみ該当する場合は、対象経費の2分の1以内の額で、15万円を助成上限額とする。
- ・重点産業、重点地域のいずれにも該当しない場合は、対象経費の2分の1以内の額で、10 万円を助成上限額とする。

別表 2-2

機関名	支援事業(※注7)
	新輸出大国コンソーシアム事業
独立行政法人	海外見本市・展示会(ジャパン・パビリオンへの出展支援)
日本貿易振興機構	TAKUMI NEXT (海外需要開拓プログラム)
(ジェトロ)	農林水産・食品分野の輸出専門家(プロモーター)による個別
	支援サービス
独立行政法人	
中小企業基盤整備機構	海外展開ハンズオン支援(長期支援/H型)
(中小機構)	
独立行政法人国際協力機構	中小企業・SDGs ビジネス支援事業
(JICA)	T小正未・3DG3 ロン小ハ又仮ず未
その他、市長が認めるもの	

別表 2-3

機関名	支援事業(※注7)
	新規輸出1万者支援プログラム
独立行政法人	ビジネスマッチングサイト e-Venue
日本貿易振興機構	JAPAN STREET
(ジェトロ)	海外における EC 販売プロジェクト(JAPAN MALL 事業)
	通年型オンライン展示会への出展支援 (JAPAN LINKAGE)
	米国/英国向け越境 EC 支援プログラム「JAPAN STORE」
	輸出プロモーターによる支援サービス(農林水産・食品分野)
V4- 4-2-71.V4- 1	海外展開ハンズオン支援(相談アドバイス/S型)
独立行政法人	e コマース活用支援(越境 EC 活用支援アドバイス)
中小企業基盤整備機構	海外企業 CEO 商談会
(中小機構)	J-GoodTech(ジェグテック)
	協力協定(タイ)
	仙台―タイ経済交流サポートデスク
仙台市	海外展示会出展事業
	東北ソーシャル・イノベーションアクセラレーター(SIA)
	社会課題解決ビジネス創出プログラム「SENDAI NEW PUBLIC」
	オーエン(仙台市中小企業応援窓口)
	新東北おみやげコンテスト
公益財団法人	販売開拓・販売促進サポート
仙台市産業振興事業団	海外展開サポート
	東北ものづくり連携事業
	新製品・サービス開発支援
その他、市長が認めるもの	

※注7 別表2-2および2-3に記載する支援事業において、名称変更があった場合は、 変更後の支援事業を対象とする。なおウェビナー/セミナーは対象外とする。

別表3 (第7条、第14条関係)

申請の種類	提出必要書類		
助成金の交付の	(1)	助成事業に係る事業計画書(別紙1-1)	
申請(第7条)	(2)	助成事業に係る収支予算書 (別紙1-2)	
	(3)	助成対象経費に係る経費見積書等	
	(4)	選定理由書 (相見積もりを行った場合)	
	(5)	別表2-2に記載する公的支援機関等の支援事業に採択されたことを	
	(3)	証明する書類(採択書等)(※注8)	
		別表2-3に記載する公的支援機関等の支援事業を活用したことが分	
	(6)	かる書類。ただし、公的支援機関等から発行されたものに限る。	
		(※注8)	
	(7)	FS 調査の概要が分かる資料、国際見本市の出展案内もしくはパンフレ	
	(')	ット、輸出商材の概要が分かる資料	
	(8)	会社概要書	
	(9)	その他市長が必要と認める書類	
助成金の実績報	(1)	助成事業の実績報告書(別紙2-1)	
告 (第 14 条)	(2)	助成事業に係る収支報告書(別紙2-2)	
		事業の成果が分かる書類等(翻訳後の販促資料、申請事業において作	
	(3)	成したコンテンツの現物あるいは写真、FS調査の実施報告書、国際見	
	(3)	本市等に出展したことが証明できる写真や書類、輸出したことが証明	
		できる書類等)	
	(4)	助成対象経費に係る領収書・契約書などの証拠書類(写し)	
	(1)	(※注9)	
	(5)	その他市長が必要と認める書類	

※注8 公的機関等の支援事業に採択あるいは活用した場合のみ提出。提出できない場合は、本市より公的機関等に照会を行う。

※注9 クレジットカード払いの場合は、利用明細書を提出すること。助成対象経費以外を一緒に支払いした場合、利用明細の該当部分にマーカー等を引き、余白に該当する支払金額の内訳を記載すること。また支払総額分の請求書についても提出すること。